住居表示実施後の手続きに関する

よくあるご質問と回答

～住所変更手続きは11月8日（月）以降にお願いします～

富士吉田市役所　市民課住居表示担当

電話０５５５－２２－１１１１（内線１５８・６３３）

〒403-8601　富士吉田市下吉田六丁目１番１号

目　　次

１．郵便に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．運転免許証に関すること・・・・・・・・・・・・・・１
３．車庫証明に関すること・・・・・・・・・・・・・・・２
４．自動車検査証に関すること・・・・・・・・・・・・・２
５．登記に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・３
６．年金に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・５
７．労災・雇用に関すること・・・・・・・・・・・・・・５
８．その他の住所変更手続きについて・・・・・・・・・６
９．住所・本籍に関すること・・・・・・・・・・・・・・７
10．マイナンバーカードに関すること・・・・・・・・・９
11．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

1　郵便に関すること

●郵便局への届出は必要ですか
→郵便物のお届けについての届出は不要です。ゆうちょ銀行（郵便貯金）、かんぽ生命（簡易保険）の住所変更の手続きに関しては、お近くの郵便局へお問い合わせください。

●古い住所（旧住所）のままで、いつまで届きますか
　→実施から２年間は、旧住所でも配達されます。しかし、実施から長い期間が経過した地区については、郵便局で、旧住所と新住所の読み替えができなくなるため、差出人に返却されます。配達誤りを防ぐためにも、できるだけ早い時期に郵便局から提供される無料ハガキなどで、親戚・知人・友人・得意先などに住所変更通知をして、新住所を連絡してください。

●保険会社に住居表示のお知らせ用ハガキを送付すれば、住所変更されますか
→ハガキは、親戚や知人にお知らせするためのものです。お手数ですが、必要な手続きにつきまして、各自ご確認お願いいたします。

●郵便番号は変わりますか
→新屋一～五丁目の郵便番号は「403-0006」となります。現在、新屋番地にお住まいの方は変わりませんが、上吉田番地にお住まいの方は、郵便番号が、「403-0005」→「403-0006」となります。

2　運転免許証に関すること

●運転免許証の変更手続きは、すぐにしないといけないのですか。
→更新期日が近い方はその際で差支えありませんが、身分証として使用する場合、住所が異なっていると不都合が生じることがあります。お早目に手続きをお願いいたします。

●代表者が家族の分もまとめて手続きできますか
→まとめてできますが、本人と代理人の関係によっては、手続きに必要なものが異なりますので、免許証の住所地を管轄する都道府県の警察署等に、確認をお願いいたします。

●住所と本籍の両方が変更になる場合の手続きは、いつ行えばいいのですか。
→本籍変更のお知らせは、住居表示実施以降に郵送しますので、住所と本籍の両方が変更になる方は、「住居表示通知書（または住所変更証明書）」と「本籍更正通知（または本籍変更証明書」の両方を受領してから手続きをしてください。

●本籍更正通知は、筆頭者宛てに１枚郵送されるとのことですが、一緒に住んでいない家族が、各々変更手続きに行く場合は、どうしたらいいのでしょうか？
→手続きする際、警察署の窓口で確認後、返却してもらえますので、お手続きの度に、原本をご持参ください。

3　車庫証明に関すること

●今、登録してある車庫証明については、住所変更手続きは必要ですか。
→特に、必要ありません。

●家とは別に賃貸駐車場を借りているが、そこの住所はどうなりますか。
→建物のない青空駐車場等は、住居表示ではなく、地番を所在地とするため、新しい町名と従来の地番で表示します。

4　自動車検査証に関すること

●関東運輸局と軽自動車検査協会は、土日・祝祭日に住所変更手続きはできますか。
→両機関とも土日・祝祭日には手続きできません。受付時間は平日の午前８時45 分～11 時 45 分、午後１時～４時です。

●郵送でも住所変更手続きできますか。
→郵送やインターネットによる手続きはできません。

●住所変更手続きに関する費用はいくらですか。
→ご自身で行う住居表示に伴う住所変更手続きについては、無料です。整備業者・ディーラー等への手数料等は、別途発生する可能性がありますので、ご注意ください。

5　登記に関すること

●変更登記は、法務局に郵送で申請することはできますか。
→できます。

不動産登記については、甲府地方法務局吉田出張所
会社・法人登記については、甲府地方法務局本局　商業・法人係

●変更登記の申請は、代理でも大丈夫でしょうか。
→委任状があれば代理の方でも可能です。（不動産登記・法人登記いずれも）

●住居表示実施に伴う変更登記の手続きに費用はかかりますか。
→登記の申請に伴う登録免許税は、「住居表示通知書」または「住居表示変更証明書」を添付すれば、非課税となります。（登録免許税法第５条第４号）ただし、以下の費用については、皆様のご負担（有料）となりますのでご注意ください。
①住居表示実施以外に変更事項がある場合
②司法書士等に依頼した場合の報酬　　（不動産登記・法人登記いずれも）

●法人の所在地、代表者などの住所についての変更登記が、期限内（本店が２週間・支店が３週間）にできない場合はどうなりますか。
→変更登記の申請を期限経過後に提出しても、申請自体は受理されますが、過料に処される可能性があります。どのくらい遅れたら過料の対象になるのか、その場合の過料はいくらになるのかは、裁判所が総合的に判断して決めます。住居表示実施に伴う変更登記に限らず、法人登記の変更手続きの期限については、会社法に規定（会社法第 915 条第１項、第 930 条第３項）されており、取引の安全、会社の信用を保持することが目的です。速やかにお手続きをお願いいたします。

●法人の変更登記をしないでおくと、どのような影響がありますか
→登記簿上の本店の表示が旧表示のままなので、新しい表示での代表者の資格証明や印鑑証明を受けることができません。

●不動産の所有者等の住所についての変更登記は、いつまでに手続きすればよいのですか。
→「いつまでに行わなければならない」という期限はありません。売買、贈与等の所有権移転登記を行うときに、併せて所有者の住所変更登記を行っていただければ差支えありません。

●不動産の所有者等の住所についての変更登記は、期限がないとのことですが、相続が発生するまでに変更したほうが良いのですか。
→相続する方が困らないように、事前の手続きをお勧めします。

●わたしの会社は、富士吉田市上吉田〇〇〇番地にある「株式会社〇〇店」です。会社名義で不動産を所有していますが、どのような手続きが必要になりますか。
→まずは、法人の変更登記（会社の所在地）を行っていただく必要があります。その次に会社所有の不動産について、所有者（会社）の住所の変更登記を行ってください。

●わたしは、新屋〇〇〇番地（新屋住居表示実施地区内）に住んでいて、下吉田に不動産を持っています。手続きは必要ですか。
→必要です。新屋住居表示実施地区外に不動産をお持ちの場合でも、登記簿の所有者の住所が変わりますので、お手続きが必要です。（ただし、期限はありません）

山梨県富士吉田市新屋2丁目173－1　　全部事項証明書　（土地）

表　題　部（土地の表示）		調整	余　白	不動産番号	0917〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　在	富士吉田市新屋字西海戸			余　白	
	富士吉田市新屋二丁目			令和3年11月8日変更 令和3年11月8日登記	

①　地　番	②地　目	③　地　積　㎡		原因及びその日付（登記の日付）
173番1	宅地	439	00	不詳 〔平成30年10月29日〕

権　利　部（甲　区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成30年10月30日 第123号	所有者　富士吉田市新屋173番地の1 富士　太郎

法務局で書き換えますので変更手続きは不要です

地番の変更はありません

所有者等の住所変更手続きが必要です（富士吉田市新屋〇丁目〇番〇号）

6　年金等に関すること

●遺族年金、厚生年金基金や、企業年金など住所変更手続きは必要ですか。
→「住居表示のご案内～手続きのしおり～」に記載されていない年金に加入している、もしくは受給されている方は、支給先にご自身でお問い合わせのうえ、必要な手続きをお願いいたします。

●年金手帳の住所は変更するのですか。
→変更する必要はありません。

7　労災・雇用に関すること

●労働保険関係の住所変更手続きは、どのようなものがありますか。
→労働保険（雇用・労災）に関しては、「労働保険名称、所在地等変更届」を都留労働基準監督署に提出していただく必要があります。また、富士吉田市公共職業安定所（ハローワーク富士吉田）に「雇用保険適用事業所設置届」を提出している場合、「雇用保険事業主事業所各種変更届」と必要に応じて「労働保険名称・所在地等変更届」による所在地（住居）等表示の変更手続きが必要になります。
　労働保険関係の手続き事務を委託している場合は、事務代行業者を通じてお手続きしてください。

●求人表（求人申し込み）に関して、住所変更手続きは必要となりますか。
→変更になった旨の連絡が必要になります。
※雇用保険の所在地（住居）等表示の変更手続きが完了した後、ハローワーク富士吉田（事業所・専門援助部門）にご連絡いただければ、書類などの提出による手続きは不要です。なお、ハローワークへのご連絡は、住居表示実施日である令和３年１１月８日以降にお願いいたします。
※また、ハローワークインターネットサービスに事業所登録されている場合は、求人者マイページから事業所情報（所在地）変更のお手続きが可能です。

詳細につきましては、下記へお問い合わせください。
労災保険に関すること…都留労働基準監督署
（都留市四日市場 23-2　☎ 0554-43-2195）
雇用保険に関すること…ハローワーク富士吉田
（富士吉田市竜ヶ丘 2-4-3　☎ 0555-23-8609）
≪自動音声案内≫
●雇用保険の変更手続き‥‥21＃
●求人の変更手続き　　‥‥31＃

8 その他の住所変更手続きについて

●確定申告はどのようにすればよいですか。
→確定申告書には、住居表示実施後の新住所を記入してください。e-Tax による電子申請をご利用の場合は、マイナンバーカードの電子証明書上の住所を、新住所に変更してから申請してください。変更の手続きは市役所市民課でできます。暗証番号が必要になりますので、ご注意ください。
※詳細は「住居表示のご案内～手続きのしおり～」13 ページをご覧ください。

●年末調整の書類に記入する住所は、どうすればよいのでしょうか。
→提出時における住所を記載してください。ただし、提出先である会社や事業所によって対応が異なる可能性があるため、提出先に確認をお願いいたします。

●法人や個人の事業所では、ゴム印・印刷物・看板の作り替えや取引先への通信事務など多くの費用がかかりますが、税の申告の際に控除の対象になりますか。
→税務署にお尋ねください。

●住居表示により本籍の町名が変更になりました。パスポートの変更手続きは必要でしょうか。
→不要です。住居表示による本籍の表示の変更は、パスポート切替申請の「本籍の変更」には該当しません。したがって、有効期間内のパスポート切替申請の場合は、戸籍謄本又は抄本の提出は不要です。（未成年者の申請を除く）
　なお、申請書の本籍欄は、都道府県のほか、市郡以下番地まで記入する必要があります。

●令和３・４年度入札参加資格登録済ですが、住所変更手続きは必要ですか。
→必要です。変更申請は、入札参加資格審査を共同処理する山梨県市町村総合事務組合で受け付けていますので、次により、変更申請をお願いいたします。

・やまなしくらしねっと山梨県市町村総合事務組合電子申請サービス（https://s-kantan.jp/union-yamanashi-u/offer/offerList_initDisplay.action）から変更を申請します。
・変更申請後、必要書類を同組合へ郵送します。

詳細につきましては、下記へお問い合わせください。
山梨県市町村総合事務組合　業務課　☎ 055-268-3446

●金融機関への住所変更手続きは、いつまでに行えばよいですか。
→市内の金融機関には市から通知しますが、２年以内を目安に、基本的にはご自身でのお手続きをお願いいたします。
※市内の一部金融機関（山梨中央銀行、都留信用組合、山梨信用金庫、ＪＡクレイン）では、新住所に書き換えを行ってくれますが、契約内容等によっては、自動で書き換えができないケースがあります。

●CATV に加入していますが、住所変更手続きは必要ですか。
→個人でのお手続きは不要です。ご不明な点がございましたら、ご連絡ください。

株式会社 CATV 富士五湖（富士吉田市中曽根 4-10-26 ☎ 22-1714）

●宅配業者には、住居表示実施による新住所の情報が伝わりますか。
→主要な宅配業者に、市から、住居表示の実施に関する情報をお知らせます。

9 住所・本籍に関すること

●「１丁目」「２丁目」と付く住所の書き方は、漢数字・アラビア数字のどちらを使用するのが正しいのですか。
→「〇丁目」については漢数字表記。番地はアラビア数字で表します。
住所としての「〇丁目」は、町名となり、固有名詞として扱われますので、原則、漢数字で表記します。ただし、住民票等横書きの場合は、アラビア数字により記載しても差支えないこととされています。

●建物が建っていない土地にも住所（住居表示）が付きますか
→住居表示は建物に番号を付けて、住所を表示する制度です。建物がない土地には住所（住居表示）は付きません。この場合、この場所を表す所在地は、町名（新屋〇丁目）のみが変更になり、土地の地番は従来と同じ地番で表すことになります。

●住居表示実施後の住所と本籍が一致しないのは、なぜですか。
→住居表示は建物ごとに住所をつけていますが、本籍は土地の番号（地番）を用いた表示をしているためです。そのため、実施前は、住所と本籍の表示が同じでも、変更後は、住所と本籍の表示が異なることになります。

●本籍と住所を同じにする必要はありますか。
→本籍と住所を同じにする必要はありませんが、本籍を土地の番号（地番）ではなく住所に合わせたいとご希望される場合は、「転籍届」を提出していただくこ

とで、街区符号（新屋〇丁目△番□号の△番）の部分まで、同じにすることができます。□号は、建物に付番されているため、本籍表示に使用することはできません。

●本籍が変更にならない場合は、本籍更正通知が届かないのですか。
→はい、その通りです。本籍を変更するのは、住居表示実施時に土地の地番が存在する戸籍が対象です。

（例）
（1）住居表示の実施よりも前に、富士太郎さんは、
①婚姻により、富士吉田市新屋 1234 番地に本籍を設定する
②新屋 1234 番の土地を新屋 1234 番 1 と新屋 1234 番 2 に分筆登記
③本籍（新屋 1234 番地）はそのまま
↓
（2）新屋地区住居表示の実施
↓
（3）住居表示の実施により、市では、
①登記簿上存在する土地に、本籍が設定されている戸籍を変更します。
※新屋 1234 番地 1 に本籍がある場合は、新屋〇丁目 1234 番地 1 に変更
②登記簿上存在しない土地に、本籍が設定されている戸籍は変更しない
※新屋 1234 番地に本籍がある場合は、そのまま

この例の場合、富士太郎さんの本籍「新屋 1234 番地」は、変更の対象ではないので、通知が届きません。

●本籍更正通知が届きましたが、記載されている本籍と新住所が一致してないが、間違いないですか。
→住居表示により、本籍地番まで変更する訳ではなく、本籍の字名のみが変更になります。（新屋→新屋〇丁目　上吉田→新屋〇丁目）

10 マイナンバーカードに関すること

●マイナンバーカードの住所変更の手続きについて、本人が行けない場合は、代理人に依頼することはできますか。

→同一世帯の方が、券面記載事項の変更手続き（新住所への書き換え）をすることは可能です。その際、当該の住民基本台帳用の暗証番号（４ケタの数字）が必要となります。

しかし、署名用電子証明書の暗証暗号（６ケタから１６ケタまでの英数字）の手続きについては、代理人ではできませんのでご了承ください。

また、券面記載事項の変更手続き（新住所への書き換え）をしないと身分証明書としてはご利用できませんので、住居表示実施後、すみやかに変更手続きをしていただきますようお願いいたします。

●マイナンバーカードを作成したいのですが、手続きはどのようにしたらよいですか

→下記のいずれかの方法で申請してください。その際には、以前配布しました申請書（旧住所のもの）は、そのままご利用いただけます。申請書がない場合は、本人確認書類を持参して市役所市民課にご来庁ください。（同一世帯の方の分は全員分お渡し可能です）

申請方法は2つあります。

①スマートフォンで申請書のQRコードを読み取り、必要事項を入力、顔写真をデータ添付してオンライン申請する。

②申請書に顔写真（4.5 ㎝×3.5 ㎝）を貼付して、必要事項を記入し郵便申請する。
封筒は平成 27 年に通知カードに同封されていた封筒（期限切れのものでも可）がご利用いただけます。封筒がない場合は、市役所市民課にお問い合わせください。（郵送先：地方公共団体情報システム機構）

●公的個人認証サービス（電子証明）の証明書はそのまま使えますか

→署名用電子証明書の暗証番号（６ケタから１６ケタまでの英数字）については、使用先において、新しい住所が必要な場合がありますので、変更手続きをしてから、ご利用いただきますようお願いいたします。

なお、利用者証明用電子証明書の暗証番号（４ケタの数字）を利用して住民票や印鑑登録証明書をコンビニで交付を受ける際には、そのままご利用いただけます。

11 その他

●住居表示通知書と住居表示変更証明書の有効期限はありますか。
→住居表示実施時点での変更情報を証明するものであるため、有効期限はありません。ただし、手続きによっては、発行日より〇〇日以内の証明書が必要になることがあります。その場合は、市役所市民課に住居表示変更証明書を申請してください。発行手数料は無料です。

●会社や店舗の住所変更で発生した費用の補助はありますか。
→補助金等の制度はございません。市では過去にも住居表示を実施してきましたが、その都度、みなさんにご理解とご協力をいただいてきたところです。

●お手続きの時期について
→手続きの時期が「住居表示実施後すみやかに」にとあるものにつきましては、新型コロナウイルスの感染状況を鑑みながら、お手続きをしていただくようお願いいたします。また、住居表示実施直後は、窓口が混み合うことがありますのでご注意ください。